

平成 30 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 115 号議案～第 119 号議案(追加)

平成 30 年 12 月 14 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 115 号議案	平成 30 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 6 号)	別 冊
第 116 号議案	舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
第 117 号議案	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
第 118 号議案	舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	16
第 119 号議案	舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例制定について	18

第 116 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条の 4 第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「100 分の 47.5」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000

4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500

再任用職員以外の職員

33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	

62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			

91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						

	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、教育職給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 35 条に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 3 条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	159,900	176,100	295,000
	2	161,400	178,200	297,600
	3	162,900	180,300	300,500
	4	164,400	182,600	303,100
	5	166,200	184,600	305,600
	6	168,100	186,800	308,000
	7	169,900	189,000	310,400
	8	171,700	191,300	312,800
	9	173,600	193,600	315,200
	10	175,700	196,400	317,800
	11	177,700	199,200	320,600
	12	179,700	201,900	323,500

13	181, 800	204, 800	325, 900
14	184, 000	206, 600	328, 000
15	186, 200	208, 200	330, 000
16	188, 400	209, 900	332, 300
17	190, 800	211, 700	334, 400
18	193, 400	213, 300	336, 600
19	195, 900	215, 100	338, 900
20	198, 500	216, 700	341, 000
21	201, 000	218, 500	343, 300
22	202, 700	220, 400	345, 500
23	204, 400	222, 400	347, 800
24	206, 200	224, 300	350, 100
25	207, 700	225, 800	351, 900
26	209, 100	227, 800	353, 700
27	210, 700	229, 900	355, 600
28	212, 200	231, 900	357, 500
29	214, 000	233, 700	359, 400
30	215, 700	236, 400	361, 200
31	217, 400	239, 200	362, 900
32	219, 100	241, 900	364, 800
33	220, 500	244, 500	366, 100
34	222, 300	247, 400	367, 900
35	224, 000	250, 000	369, 400
36	225, 700	252, 700	371, 200
37	227, 100	255, 300	373, 100
38	228, 800	257, 800	374, 700
39	230, 600	260, 300	376, 000
40	232, 300	262, 700	377, 600
41	233, 900	265, 300	378, 700

42	235,600	267,700	380,100
43	237,200	270,000	381,500
44	238,900	272,200	383,100
45	240,600	274,300	384,500
46	242,100	276,500	386,100
47	243,400	278,800	387,700
48	244,800	280,800	389,200
49	246,100	283,100	390,600
50	247,500	285,100	392,200
51	249,000	287,100	393,700
52	250,200	289,100	395,100
53	251,300	290,900	396,300
54	252,700	293,300	397,600
55	254,000	295,700	398,800
56	255,200	298,200	399,900
57	256,400	300,200	401,300
58	257,600	302,800	402,500
59	258,700	305,100	403,700
60	259,900	307,800	405,000
61	261,300	310,300	406,200
62	262,400	312,700	407,300
63	263,600	315,200	408,700
64	264,500	317,500	410,000
65	265,500	319,800	411,200
66	266,900	322,000	412,300
67	268,300	324,100	413,500
68	269,700	326,400	414,600
69	271,400	328,300	415,700
70	272,900	330,400	416,900

再任用職員以外の職員

71	274,400	332,500	418,100
72	275,800	334,600	419,300
73	276,800	336,700	419,900
74	278,100	338,800	420,700
75	279,400	341,000	421,400
76	280,600	343,300	421,900
77	281,800	345,000	422,200
78	282,900	346,900	422,600
79	284,100	348,600	423,100
80	285,300	350,500	423,500
81	286,600	352,300	423,800
82	287,500	354,100	424,200
83	288,700	355,500	424,600
84	289,900	357,300	424,900
85	290,800	358,600	425,200
86	291,700	360,200	425,600
87	292,400	361,700	426,000
88	293,400	363,200	426,300
89	294,500	364,500	426,600
90	295,400	365,800	426,900
91	296,300	367,300	427,200
92	297,100	368,700	427,400
93	297,400	370,200	427,600
94	298,100	371,500	427,900
95	298,800	372,800	428,200
96	299,600	374,000	428,400
97	300,400	375,100	428,600
98	301,200	376,100	428,900
99	302,000	377,100	429,200

100	302,800	378,100	429,400
101	303,700	379,000	429,600
102	304,200	380,000	429,900
103	304,700	381,000	430,200
104	305,200	382,000	430,400
105	305,400	382,900	430,600
106	305,800	383,800	
107	306,100	384,700	
108	306,300	385,700	
109	306,500	386,500	
110	306,700	387,500	
111	307,000	388,500	
112	307,300	389,500	
113	307,500	390,100	
114	307,700	391,100	
115	307,900	392,000	
116	308,200	392,900	
117	308,500	393,700	
118	308,800	394,400	
119	309,100	395,200	
120	309,400	396,000	
121	309,600	396,600	
122	309,800	397,400	
123	310,000	398,100	
124	310,400	398,900	
125	310,700	399,500	
126		400,200	
127		400,700	
128		401,300	

129		402,000	
130		402,600	
131		403,100	
132		403,600	
133		403,900	
134		404,200	
135		404,500	
136		404,800	
137		405,100	
138		405,400	
139		405,700	
140		406,000	
141		406,300	
142		406,600	
143		407,000	
144		407,300	
145		407,500	
146		407,800	
147		408,100	
148		408,300	
149		408,500	
150		408,800	
151		409,100	
152		409,300	
153		409,500	
154		409,800	
155		410,100	
156		410,300	
157		410,500	

再任用職員		228,000	274,500	328,500
-------	--	---------	---------	---------

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 舞鶴市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第30条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

第30条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

7	830,000
---	---------

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の舞鶴市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与条例第30条の4第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の舞鶴市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

一般職職員の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めたいので提案する。

第 117 号議案

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例及び舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和 40 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

(舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(平成 27 年条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 4 条 舞鶴市教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 130」に、「100 分の 157.5」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)及び第 3 条の規定による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例又は第 3 条の規定による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の市長等給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

提案理由

市長、副市長及び教育長の給与について、国家公務員における取扱いに準じ、期末手当の支給割合を改めたいので提案する。

第 118 号議案

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(舞鶴市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 4 号を削り、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 京都府市町村職員共済組合の積立金及び貸付金の返済金

第 1 条の 2 第 6 号中「及び貯金」を「、損害保険料及び預貯金」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(7) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たもので、市長が適当と認めたもの

第 31 条及び第 32 条を次のように改める。

第 31 条及び第 32 条 削除

(舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例(平成 26 年条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 11 条第 1 項中「勤務をすること」を「勤務すること」に改める。

第 24 条第 2 項中「もの」の右に「又は非常勤職員が報酬からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたもの」を加える。

(舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例の一部改正)

第3条 舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例(平成26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条中「勤務をすること」を「勤務すること」に改める。

第15条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第20条第2項中「もの」の右に「又は臨時的任用職員が賃金からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたもの」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員法の規定に基づき、職員の給与から控除することができるものを追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 119 号議案

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 12 月 14 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市旅費条例の一部を改正する条例

舞鶴市旅費条例(昭和 26 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

別表中「及び航空賃」を「、航空賃及び車賃」に、

<p>「</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">車賃 (1 キロメートルにつき)</th> <th style="width: 50%;">日当 (1 日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">3,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">2,800</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">2,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">2,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>」</p>	車賃 (1 キロメートルにつき)	日当 (1 日につき)	円	円	23	3,300	23	2,800	23	2,400	23	2,100	を	<p>「</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">旅行雑費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">下記による額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>」</p>	旅行雑費	下記による額	〃	〃	〃	に改め、同表第 3 項
車賃 (1 キロメートルにつき)	日当 (1 日につき)																			
円	円																			
23	3,300																			
23	2,800																			
23	2,400																			
23	2,100																			
旅行雑費																				
下記による額																				
〃																				
〃																				
〃																				

各号列記以外の部分中「寝台料金」を「、寝台料金」に改め、同表第 5 項の前の見出しを削り、同項及び同表第 6 項を次のように改める。

(車賃)

5 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。

(旅行雑費)

6 旅行雑費の額は、旅行に伴う雑費のうち規則で定めるものの実費額による。

別表第7項に見出しとして「(宿泊料の特例)」を付し、同項中「日当及び」を削り、「市長が」を「規則で」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(舞鶴市実費弁償条例の一部改正)

- 3 舞鶴市実費弁償条例(昭和31年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条中「。旅費等級は2等級とし、日当は除く。」を削り、「の例」の右に「(旅費等級は、2等級とする。)」を加える。

提案理由

旅費から日当を削除し、旅行雑費を追加するとともに、車賃の算定方法を改める等所要の改正を行いたいので提案する。